

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由(企 画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
R 6 利根川上流河川事務所広 報支援業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 飯野 光則 埼玉県久喜市栗橋北2-1 9-1	令和6年5月24日	株式会社エム・ シー・アンド・ピー 東京都千代田区紀尾 井町4-1 新紀尾 井町ビル	2120001041913	会計法第29条の3第4 項予決令第102条の4 第3号 本業務は、利根川の 治水事業の重要性を 広く理解していただ くことなどを目的に 実施する「治水の日 式典などの関連行事 の補助」及び「各種 パンフレット等の広 報資料を作成」等を 実施するものであ る。 本業務を遂行するた めには、高度な技術 や経験を必要とする ことから、河川事業 の役割や意義を流域 住民等も効果的に広 報するために配慮す べき事項について技 術提案をもとめ、企 画競争方式により選 定を行った。 株式会社エム・ シー・アンド・ピー は、技術提案書をふ まえ当該業務を実施 するのに適切と認め られたため、上記業 者と契約を行うもの である。	非公開	5,962,000	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由（企 画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
R 6 単価契約利根上不動産鑑 定評価業務（その１）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 飯野 光則 埼玉県久喜市栗橋北 2 - 1 9 - 1	令和6年6月20日	R E A 増田不動産鑑 定事務所 茨城県坂東市岩井 4 3 5 5 - 1 0	—	会計法第 2 9 条の 3 第 4 項予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号 本業務は、利根川上 流河川事務所が施行 する利根川改修（上 流）事業のために必 要となる標準地等の 鑑定評価及び鑑定評 価書（意見書等を含 む。）の作成並びに これらに付随する諸 業務を行うものであ る。 本業務を遂行するた めには、高い信頼性 や経験が必要とする ことから「地価公示 標準地又は地価調査 基準地の評価等に関 する実績」、「鑑定 評価実績」及び「業 務実施方針」、「取 組指針」などを含め た技術提案を求め、 企画競争方式により 選定を行った。 R E A 増田不動産鑑 定事務所は、企画提 案書において総合的 に優れた提案を行っ た業者であり、当該 業務を実施するのに 適切と認められたた め、契約を行うもの である。	非公表	177, 100 （基準単価）	—	—	単価契約 単価×予定数量 =3,765,300

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根拠 条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
R 6 単価契約利根上不動産鑑定評価業務（その2）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 飯野 光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和6年6月20日	(株)宮本不動産鑑定事務所 茨城県猿島郡境町104-5	3050001013992	会計法第29条の3第4項予決令102条の4第3号 本業務は、利根川上流河川事務所が施行する利根川改修（上流）事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性や経験を必要とすることから「地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」及び「業務実施方針」、「取組指針」などを含めた技術提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 株式会社宮本不動産鑑定事務所は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、契約を行うものである。	非公表	177,100 （基準単価）	—	—	単価契約 単価×予定数量 =3,501,300

（注1）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。